

防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略専門会議設置要綱

平成27年4月10日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 専門会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者の内から、市長が依頼する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 行政機関の代表者
- (4) 教育機関の代表者
- (5) 金融機関の代表者
- (6) 労働団体の代表者
- (7) 言論機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、総合戦略の策定が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 専門会議の会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、専門会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 専門会議の委員（第3条第4号に掲げる委員を除く。）は、やむを得ない理由により専門会議に出席できないときは、あらかじめ委任状（別記様式）を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体等の構成員に限る。

3 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者の専門会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 専門会議の事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

別記様式（第6条関係）

平成 年 月 日

防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略専門会議

会長 様

防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略専門会議

委員 印

委任状

私は、平成 年 月 日に開催される第 回防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略専門会議に出席できませんので、全てを下記の代理人に委任します。

記

代理人

(所属団体等名称)

(住 所)

(氏 名)